

積立式期日指定定期預金

2023年1月4日現在

1.商品名(愛称)	・CO-SEIふれ愛積立定期預金
2.販売対象	・個人の方のみ
3.契約期間	・新規契約時には満期日を定めません。 ただし、預入の都度、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応答日を最長預入期限とする1口ごとの自由金利型期日指定定期預金(自動継続式)とします。 ・満期日はこの預金の全部または一部について預入日の1年経過後から任意の日を指定できます。 ただし、満期日の指定は1カ月前までに通知が必要です。
4.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・定期または数回にわたりお預け入れできます。 ・1万円以上1,000万円以下(但し、1回のお預入れ限度額は300万円未満) ・1円単位
5.払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。預入明細単位(1万円以上)で一部支払も可能です。
6.利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利 ・各分割預入時における、預入日から満期日の前日迄の日数に応じた自由金利型新型期日指定定期預金の店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以降に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算
7.税金	・利息には、20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8.手数料	
9.付加できる特約事項	・マル優の取扱いが出来ます。 ・普通預金等からの自動振替による受入ができます。
10.中途解約時の取り扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。
11.金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい。
12.苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部(9時～16時30分 電話:0120-500-430)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター(電話:06-6364-7644)、または東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停) ②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せ下さい。
13.その他参考となる事項	・満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・「総合口座」の担保とすることはできません。 ・小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ・この預金及び通帳は、他行(庫・組合)等からの借入の担保とすることはできません。 ・預金保険制度の決済用預金以外の保護対象預金として、他の保護対象預金と合算して元本1,000万円までとその利息・給付補てん金が保護されます。

積立式期日指定定期預金中途解約利率一覧

2023年1月4日現在

中途解約までの期間		解約日の普通預金利率	
6か月未満		2年以上利率	× 40 %
6か月以上	～ 1年未満	2年以上利率	× 50 %
1年以上	～ 1年6か月未満	2年以上利率	× 60 %
1年6か月以上	～ 2年未満	2年以上利率	× 70 %
2年以上	～ 2年6か月未満	2年以上利率	× 90 %
2年6か月以上	～ 3年未満	2年以上利率	× 90 %

※小数点第三位以下切捨て

※1年毎の複利計算となります。

《参考》保険事故発生時における預金者からの相殺について

- この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。なお、この預金に、質権等の担保権を設定している場合も同様とします。
- 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとします。預金通帳は届出印を押印した払戻し請求書とともに、通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ②複数の借入金等の債務(預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの)がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保されている債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときにはその定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

※通帳式の預金取引の場合は、上記条項中の「証書」の文言は「通帳」と表示します。